

会 議 録

第 1 4 回定例会

開会 平成 2 9 年 1 1 月 1 3 日

教育委員会会議録

1 開 会 平成29年11月13日 午後1時30分

2 閉 会 平成29年11月13日 午後2時45分

3 教育委員会出席者

教育長	美馬 持仁
委 員	松重 和美
委 員	三牧 千鶴子
委 員	辻 貴博
委 員	藤本 宗子
委 員	小林 信行

4 教育長及び委員以外の出席者

副 教 育 長	勢井 研
教 育 次 長	森本 俊明
教 育 次 長	栗洲 敬司
教 育 創 生 課 長	長町 哲治
教 職 員 課 長	儀宝 修
学 校 教 育 課 長	後藤 浩代
人権教育課いじめ問題等対策室長	前田 茂
教 育 政 策 課 長	小西 哲也
教 育 政 策 課 副 課 長	倉橋 伸寿

[開 会]

教育長 定例会を開会する旨を告げる。

[会議録の承認]

教育長 配付されている会議録を承認して差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 会議録を承認する旨を告げる。

[議 事]

《議案第38号 徳島県いじめの防止等のための基本的な方針の改定について》

教育長 説明を求める。

いじめ問題等対策室長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

松重委員長：「はじめに」の冒頭に「基本的人権であるとか人間の尊厳として重要である」という一文があればよいのではないか。

いじめ問題等対策室長：この箇所は、3年前策定した箇所である。また、これらの表現は、いじめ防止推進法の文章を参酌しての表現となっている。

辻委員：先生が生徒に対するいじめについては、基本方針に記載されているのか。この基本方針に記載することではなく、しっかりと先生を教育していくということなのか。

いじめ問題等対策室長：「いじめの定義」の大前提として、基本方針では児童生徒が対象である。教職員の言動に関する文章も今回新たに記載した。

教育長：福井県で起こった事案は、指導ではない。教職員の指導の在り方については11ページの⑨にも追記している。子ども同士のいじめ以上に教員の子どもへのいじめに関しては注意が必要である。

辻委員：学校長が指導することになるのか。

教育長：学校長が中心となり、しっかりと見ていかなければならない。また、スクールカウンセラーが大変役立っている。生徒の悩み事をスクールカウンセラー

に打ち明ける場面もあり、あってはならないが、スクールカウンセラーに相談することで早期発見につながる。

三牧委員：いろいろな事例を参考にして、具体的な取組が良いものになっている。現場で、基本方針がどのように活かされるかが一番の課題であり、具体的な使用方法や効果がどのように現れているかを確かめていくことが大切である。

教育長：基本方針を浸透させていく工夫は何かあるのか。

いじめ問題等対策室長：3年前は冊子になっていなかったが、今回は冊子にして各学校に配布する。11月の管区別の教育長会、校長会や生徒指導担当者の研修会等で周知していく。この基本方針に加えて、重大事態の対応マニュアルや、具体的な年間計画としていじめ防止プログラムを作成し、学校ではその効果を検証する。また、年度初めの各種会合で説明し、簡潔にまとめたものも作成したい。

小林委員：いじめ問題は何十年も続いて、その度毎に施策が考えられているが、いじめはなくなっていない。少年法等から考えていくべき問題ではないか。教育の世界だけではなく、警察とももっと深く連携をしていくことが必要ではないか。教育委員会としてできることには限界がある、それ以上のことを他の権力を使ってできないか。例えば、「いじめは犯罪である」との考えから入っていかないと減少しないのではないか。

いじめ問題等対策室長：3ページに、いじめが犯罪と認められるときには、早期に警察に相談することが重要であり、学校長の判断もしくは教育委員会との連携の中で、早期に警察に相談して対応していくことが必要であることを明記している。9ページ(2)②に弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を各学校のいじめ対策組織に必要であれば可能な限り加えるとも記載している。この基本方針をホームページに掲載し地域に示すことで、いじめの加害行為を抑止していくことが国の基本方針に書かれている。いじめの認知件数は増加しているが、小さいものからしっかりと認知をして未然防止に努めていくことが、今の大きな流れである。認知件数も全国で約10万件も増加しているが、それを行うことにより重大なものや犯罪につながるものを抑止していく。

副教育長：警察とも協議会を含め、幅広い関係を持つことは大切である。

藤本委員：弁護士のスクールカウンセラーが、一部の県に配置されていると聞いたが、

徳島県はどうか。

いじめ問題等対策室長：徳島県では、いじめ問題等対策審議会の調査部会に重大事態が発生した際に対応する形で弁護士の方が一人いる。文部科学省の事業では、弁護士をスクールロイヤーとして派遣する事業がある。本県でも、次年度、弁護士に組織の中に入っていただいたり、学校のいじめの事象について相談に乗っていただいたりできないかを検討している。

藤本委員：いじめで死に追いやるような事案が取り上げられているが、そこまでいじめられて同じ学校に行く必要がないのではないかという考えを持っている方が、自分の周囲にいる。違う学校に行くという選択、町外や市外への学校に行くという選択も、あっていいのではないかと言う方もいる。どこの学校に行きなさいとも言えないと思うが。

栗洲教育次長：いじめられている側は、何故、自分が転校しなければならないのかという意識がある。いじめる側が転校すればいいという意識が働く。学校の方もなんとか集団として、いじめのない組織をつくりたいという願いもある。小学校から中学校に上がる時、人間関係がうまくいかず、別の校区外の学校、県立中学校や附属中学校を目指す場合もある。このように、柔軟に対応している。ただ、転校したらどうかとは言えない。

森本教育次長：高校では、弾力的な扱いとして転校できるようにしている。

三牧委員：いじめた側の生徒や重大事態を起こした生徒の指導に対しては、良い結果が出ているのか。

いじめ問題等対策室長：今回の改定において、加害者対応も積極的に行う項目もある。そのことの記述が12ページ③に具体的に書かれている。また、定例教育委員会でもいじめた生徒への専門的な見地からの分析、助言が必要であると意見をいただいた。加害者が、いじめを繰り返さないという形で、しっかり加害生徒の心のケアをしていくことが、いじめの抑止につながると考えている。他県の事例で、いじめた側といじめられた側が、特に重大事態の場合は裁判にまでなり、あまり良い状況ではない。

三牧委員：どのようになったかは、つまびらかになっていないということですね。

教育長：個人情報のあることあるので、関係者の方には報告されていると思う。いろいろな学校でいろいろないじめがあるが、本県ではそこまでの重大な事態に至ったものはない。いじめた方には、それなりの厳しい姿勢をとる。例えば、いじめた方が転校した例もあるかと思う。その後の指導は、学校としても、

両方に対応していかなければならないので難しくなる。基本方針にも書かれているように、スクールカウンセラー等専門家の方々の協力を得ながら、まずは、これがいじめていることだと認識をすることから始まる。最初は、軽い気持ちで行っていることが、いじめにつながることが多い。まずは、それを認識させて、しっかりと考えさせる指導から入らなければならない。これも時間がかかることであるが、しっかりと取り組んでいかなければならない。

小林委員：「いじめは犯罪である」という文言を次回は入れた方がいい。

教育長：今回、いじめというのが、非常に小さいもの、被害者がいじめられていると感じているものを全部いじめであるという定義になっている。簡単なちよつとしたことで、後ですぐ話をすれば和解できることもいじめである。行き過ぎではないかという考えもあるが、いじめと考えることで、未然に防いでいけるという考えがある。いじめと犯罪との境目が難しいことはある。しかし、いじめは犯罪であるという一つの考え方で臨むと非常に効き目があるかも知れない。そういった考え方もしっかりと受け止めていきたい。

教育長 議案第38号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第38号を原案どおり決定する旨を告げる。

《報告事項3 文部科学省平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について》

教育長 報告を求める。
いじめ問題等対策室長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

小林委員：高校生の中途退学者数の中に、問題行動を起こし学校の処分としての退学者数は何人いるのか。その中には、就職希望者に含まれているのか。

いじめ問題等対策室長：問題行動等の理由での退学者数は、平成28年度8名である。

辻委員：小学校での対教師暴力の割合が多いが、これにはどのような事案が含まれているのか。

いじめ問題等対策室長：大きな事案は、発生していない。高学年になると、教師の体を突いたり、特定の生徒が繰り返す行為が増加している。

教育長：中には、特別な支援が必要な児童もいる。感情的になる子もいる。暴力とい

う言葉で表現するときついが、ちょっと叩いたり、ちょっと蹴ったりしたというのも全部含まれており、アザができるような大きな暴力の報告はない。

いじめ問題等対策室長：軽微な行為もいじめの認知に加えるようになった。

藤本委員：高校生の中途退学者数の中に、経済的理由での退学者は、就職希望での退学者数に含まれているのか。

いじめ問題等対策室長：ここ数年、経済的理由での退学者はいない。高校に進学したものの早く社会に出て働きたいという理由からの就職希望のための退学となっている。

《協議事項 1 平成 29 年度末徳島県小・中学校教職員人事異動要綱について》

《協議事項 2 平成 29 年度末徳島県立学校教職員人事異動要綱について》

教育長 説明を求める。

教職員課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

特になし

教育長 協議事項 1 を議案第 39 号、協議事項 2 を議案第 40 号として付議してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第 39 号及び議案第 40 号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第 39 号及び議案第 40 号を原案どおり決定する旨を告げる。

《報告事項 1 第 4 回徳島県教育振興審議会について》

教育長 報告を求める。

教育創生課長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

特になし

《報告事項 2 幼稚園等教員育成指標について》

教育長 報告を求める。
学校教育課長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

特になし

[閉 会]

教育長 本日の議事が全て終了したので閉会する旨を告げる。

閉 会 午後 2 時 4 5 分